

3 区役所専用ロゴマーク

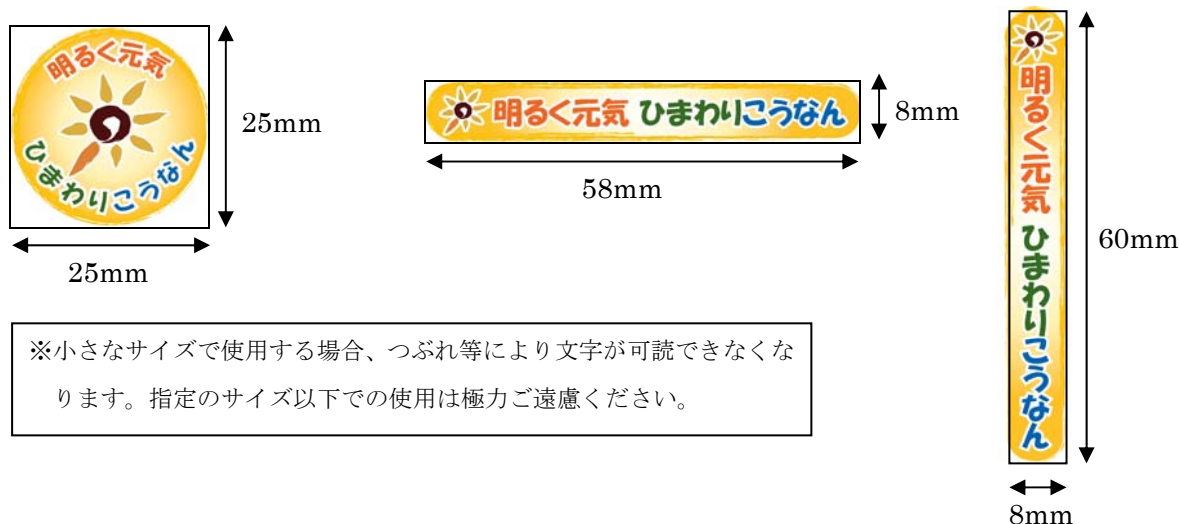
(1) 広報よこはま掲載用

広報よこはま港南区版で掲載するスペースの関係上、上記横タイプより横長のロゴマークを別途制定します。このマークは広報よこはま港南区版への掲載用として、港南区役所区政推進課のみが使用できます。

(2) のぼり旗作成用

のぼり旗のサイズに合うように、上記縦タイプよりも縦長のロゴマークを別途作成します。このマークはのぼり旗作成用として、港南区役所のみが使用できます。

【ロゴマーク 最小使用サイズ】



【使用方法】

- 1 マークを使用する場合は、次の事項を守ってください。
 - (1) マークを変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないでください。
 - (2) マークの色は原則として指定された色を使用してください。

ただし、印刷物等の仕様によってはマークのイメージが損なわない範囲において、使用してください。
- 2 次の場合には、使用をご遠慮いただきます。
 - (1) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合。
 - (2) 不当な利益をあげるために利用しようとする場合。
 - (3) 区の品位を傷つけ、またはシンボルマーク制定の趣旨を妨げるおそれのある場合。
 - (4) 区が行う事業、または区が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるおそれがある場合。
 - (5) その他定められた使用方法によって使用しないと認められる場合。